

〔事案 27-45〕 契約解除取消請求

・平成 27 年 11 月 30 日 和解成立

<事案の概要>

前立腺癌の疑いと診断を受けたが、「前立腺疾患」と告知書に記載したことから告知義務違反になったことを不服として、告知義務違反による契約解除の取消しと契約の復旧を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 11 月に契約したがん保険について、以下の理由により、告知義務違反による契約解除を取り消し、契約を復旧してほしい。

- (1) 前立腺癌の疑いと診断を受けていたが、契約時は体調が良く、また、忙しい時期であったため専門医の診察は受けていなかった。
- (2) 告知書に記載した「前立腺疾患」とは、専門医の診断を受けた結果の病名であり、精密検査は受けないままでの「前立腺癌の疑い」は、「前立腺疾患」にはあたらないとして、告知書に記載しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 医師の診察により P S A20 という高い数字とともに「前立腺癌の疑い」を医師から告げられ、精密検査を指示され、泌尿器科への紹介状の作成を受けた事実について、告知することが告知書では求められている。
- (2) 申立人は「前立腺癌の疑い」は、「前立腺疾患」の病名ではないと形式論を述べるが、生命保険会社が告知を求めているのは「医師等の診察や検査、あるいは治療等を受けることが相当であると通常判断される心身の状態」である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人から事情聴取を辞退する旨の申し出があった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知義務違反による契約解除の取消しと契約の復旧は認められないが、保険会社が既に苦情対応段階で和解案を提示し、申立人が高齢で、既に前立腺癌に罹患しており、今後、新たにごん保険に加入することは不可能であること等から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。